⑻　平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成27年度又は28年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

⑼　平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」修了者で平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「国内旅行実務」課程を修了した者で平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の「海外旅行実務」科目合格者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成27年度又は28年度総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写し及び平成27年度総合旅行業務取扱管理者試験の結果通知書の写しを添付すること。

⑽　平成27年度、28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者

ア．一般社団法人日本旅行業協会が平成27年度、28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」及び「国内旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に平成27年度、28年度総合旅行業務取扱管理者研修のいずれか又は両方の修了証書の写しを添付すること。

⑾　国内旅行業務取扱管理者有資格者で、平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者

ア．国内旅行業務取扱管理者有資格者で、一般社団法人日本旅行業協会が平成27年度又は28年度に実施した総合旅行業務取扱管理者研修の「海外旅行実務」修了者は、４に掲げる試験科目のうち、⑴、⑶及び⑷の科目について試験の免除を受けることができる。

イ．上記の試験の一部免除を受けようとする者は、受験願書に国内旅行業務取扱主任者認定証の写し又は国内旅行業務取扱主任者試験若しくは国内旅行業務取扱管理者試験の合格証の写し及び平成27年度又は28年度の総合旅行業務取扱管理者研修の修了証書の写しを添付すること。

7．受験願書及び試験施行要領の配布

受験願書用紙及び試験施行要領は、一般社団法人日本旅行業協会本部及び地方事務局で配布する。また、一般社団法人日本旅行業協会ホームページからダウンロードして入手することもできる。

なお、郵送により受験願書等を求める場合は、宛先を明記のうえ、92円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封すること。

8．合格者の発表

合格者の発表は、平成28年11月18日（金）（予定）に一般社団法人日本旅行業協会本部、地方事務局及び一般社団法人日本旅行業協会ホームページで行うとともに、受験者には文書で通知する。

9．合格証の交付

平成28年11月18日（金）（予定）に、全合格者に対して簡易書留郵便にて発送する。

10．試験事務の代行

この試験の事務は、旅行業法第25条の２第１項の規定に基づき、次の旅行業協会に行わせる。

名称　一般社団法人　日本旅行業協会

住所　東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
全日通霞が関ビル

試験事務を行う事務所の所在地　住所に同じ

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４１３号

神戸市中央区海岸通９番チャータードビル
債務者　株式会社プレマリエジャポン
代表者代表取締役　坂本　三和
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後１時45分
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２６号

福岡市城南区友丘３丁目11番
債務者　サニースポット株式会社
代表者代表取締役　三宅　聡
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午前10時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７８号

長野市鶴賀田町2133番地４
債務者　グランド長野株式会社
代表者代表取締役　土肥　誠二
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤亜希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前10時
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号

大分市舞鶴町２丁目３番30号
債務者　有限会社仕出しの連連
代表者代表取締役　田中　克展
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午後２時30分
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３号

愛媛県東温市下林519番地４
債務者　株式会社東温土木
代表者代表取締役　天﨑　計雄
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後３時
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６１号

札幌市中央区北１条西２丁目11番地１　23山京ビル801号室
債務者　有限会社アクトフォー
代表者取締役　山本　一典
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９６２号

札幌市中央区北１条西２丁目11番地１　23山京ビル801号室
債務者　株式会社アクト
代表者代表取締役　山本　一典
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２９２号

大阪市浪速区桜川２丁目６番23号
債務者　株式会社森田製作所
特別代理人　弁護士　中川　澄
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午後２時30分
大阪地方裁判所第６民事部